

# 制限付一般競争入札

## 【 入札説明書 】

工事番号：第 07108652 号

工 事 名：平成 29 年度 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）

本別地区 第 52 工区

(公財) 北海道農業公社

## 制限付一般競争入札説明書

この入札説明書は、平成30年2月7日に公表した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

公益財団法人 北海道農業公社 理事長 竹 林 孝

### 2 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 工事番号 第07108652号  
平成29年度 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）  
本別地区 第52工区
- (2) 工事の場所 北海道中川郡本別町
- (3) 工事の期間 契約締結日の翌日から平成30年9月26日（水）まで
- (4) 工事の概要 堆肥舎 1棟 294.00㎡

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体（甲型）であつて、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体（甲型）の要件は(2)とする。

#### (1) 単体企業の要件

ア 次の(ア)及び(イ)に該当しない者であること。

(ア) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 不正行為等により競争入札への参加を排除されている者

イ 発注工事に対応する公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が定める建築工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から入札の時までの期間に、公社の競争入札参加資格者指名停止を受けていない者であること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、公社が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 公社における競争入札参加資格が建築工事のB等級以上に格付されていること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の公社競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

ク 十勝総合振興局管内又は十勝総合振興局管内に隣接する総合振興局管内若しくは十勝総合振興局管内に隣接する振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式

第一号又は別紙二(2) (建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 別記様式第一号又は別紙二(2)) の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。) を有する者であること。

ケ 過去15年間 (平成14年度以降) に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

コ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合はこの限りではない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。

サ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。ただし、別に定める「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」に掲げる条件等に該当する場合にあっては、現場代理人の専任は要しないものとする。

シ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ス 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと (当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。 ) 。

なお、シ及びスにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

#### (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成17年法律第87号) による改正前の商法 (明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。 ) 第211条の2第1項及び第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。 ) 又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社 (以下「更生会社等」という。 ) である場合を除く。

a 親会社 (旧商法第211条の2第1項及び第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。 ) と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更

生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## (2) 経常建設共同企業体（甲型）の要件

ア 共同企業体は、公社における建築工事の競争入札参加資格がB等級以上に格付されており、かつ、(1)のウ及びサの要件を満たしていること。

イ 構成員は、(1)のア、イ、ウ、エ、カ、キ、ク、ケ、コ、シ及びスの要件をすべて満たしていること。

ただし、(1)のクの主たる営業所については、構成員のすべてが北海道内に主たる営業所を有するとともに、そのいずれかが十勝総合振興局管内又は十勝総合振興局管内に隣接する総合振興局管内若しくは十勝総合振興局管内に隣接する振興局管内に主たる営業所を有すること。(1)のケの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていること。(1)のコの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

ウ 構成員の数は、2社又は3社であること。

エ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

オ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

カ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

キ 構成員の組合せは、公社における建築工事の競争入札参加資格の格付けが、同一等級若しくは直近等級との組合せであること。ただし、A・A、A・A・A、A・A・Bの組合せは認めない。

## 4 入札参加資格審査申請

### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して

提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し及び経常建設共同企業体附属協定書の写し）

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

(2) 提出期間

平成30年2月8日(木)から平成30年2月22日(木)まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル  
（公財）北海道農業公社 十勝支所業務農地課  
電話番号 0155-24-0254

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年2月27日（火）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、平成30年3月6日（火）までにその理由について書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル  
（公財）北海道農業公社 十勝支所業務農地課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル

(公財) 北海道農業公社 十勝支所業務農地課  
電話番号 0155-24-0254

## 8 入札執行の場所及び日時

### (1) 入札場所

北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル  
(公財) 北海道農業公社 十勝支所入札室  
(送付による入札は認めません。)

### (2) 入札日時

平成30年3月26日(月) 午前10時00分

### (3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

### (4) その他

入札の執行に当たっては、理事長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

## 9 送付による入札

認めない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 理事長が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

### (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、**低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。**なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、公社を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 理事長が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国、地方公共団体又は公社と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。

#### 12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約を行わない。

#### 13 契約書作成の要否

必要とする。

#### 14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格 設定している。

#### 15 工事概要の配布

発注工事の概要図等は、別に示す「調書及び概要図（位置図、標準断面図等）」による。**なお、配布期間及び場所は、4の（2）及び（3）による。**

#### 16 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審

査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 平成30年2月27日(火)から平成30年3月23日(金)まで(休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル

(公財)北海道農業公社 十勝支所業務農地課閲覧室

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成30年2月27日(火)から平成30年3月19日(月)まで(休日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号080-0013 北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル

(公財)北海道農業公社 十勝支所業務農地課

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成30年2月27日(火)から平成30年3月23日(金)まで(休日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル

(公財)北海道農業公社 十勝支所業務農地課閲覧室

#### 17 支払条件

(1) 前金払 契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 部分払 1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

#### 18 再苦情の申立て

(1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日(休日を除く)以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 再苦情申立てに関する審議は、(公財)北海道農業公社入札監視委員会が行う。

(3) 書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。

北海道帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル

(公財)北海道農業公社 十勝支所業務農地課

#### 19 その他



- (1) 入札の執行回数は、原則 2 回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、この入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し  
落札者の決定後において、理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 消費税等課税事業者等の申出  
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書（別記様式2号）を提出すること。
- (6) 入札の取りやめ又は延期  
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得を承知すること。
- (8) 公表及び入札説明書の内容に関し不明な点は、（公財）北海道農業公社 十勝支所業務農地課（電話番号 0155-24-0254）に照会すること。

## 【入札説明書別記説明】

### 「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

#### 3の(1)のイ

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た建築工事業です。

#### 3の(1)のケ

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、家畜管理施設(畜舎・搾乳舎など)若しくは家畜排せつ物処理施設(堆肥舎・堆肥化处理施設)又は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造の建築物で、1棟の延床面積が100㎡以上の公共工事の元請けとしての施工実績です。

#### 3の(1)のコ

##### ア 建築工事

- a 国家資格を有する主任技術者とは、1級建築施工管理技士又は1級建築士、2級建築施工管理技士(種別を「建築」に限る。)又は2級建築士の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。
- b 監理技術者は、1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者であり、かつ、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者です。

#### 3の(1)のシ

本工事に係る設計業務等の受託者は、(株)高崎です。